

◆◆我が困りごとがありますか？ 北地区などの下記窓口に相談しましょう！ ◆◆

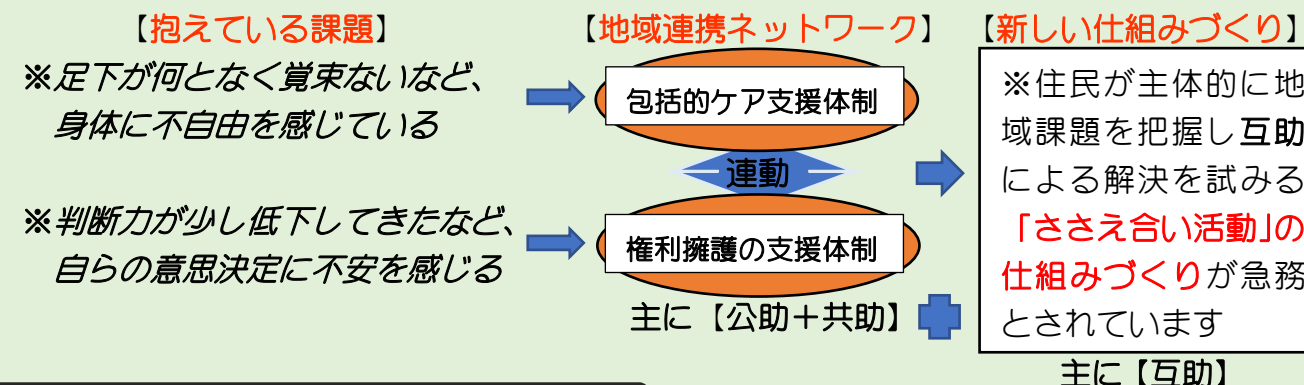
※既に、我孫子市を始め多様な相談窓口が用意されています。「我が困りごと」に自分達だけで悩まず、積極的に下記の専門家の皆様に「なんでも相談」しましょう！まずは第一歩です！
下記相談機関および連絡先は当該機関の広報資料・HP などの既公表資料から引用したものです。

	【相談窓口】	【電話または HP などの連絡先】
全 般	※各地区に民生委員・児童委員が委嘱されています。秘密厳守を義務付けられていますので、積極的に相談しましょう！各地区委員は市社会福祉課にお問合せ下さい。	
高齢者	【全般的事項】	⇒・高齢者なんでも相談室 ☎ 7179 - 7360(我孫子北地区) ・(市高齢者支援課) (7185 - 1111 代)
	* 認知症	⇒・まずはかかりつけ医に相談。市に認知症初期相談担当あり。
	* 介護の全般	☎ 上記「高齢者なんでも相談室」に相談しましょう！
	* 参加・交流・生き甲斐	☎ イベントや生涯学習などの紹介はあるが生き甲斐づくりなどの相談を受け付ける総合窓口はない。市 HP 参照。
子育て	【全般的事項】	⇒・柏児童相談所 ☎ 04 - 7131-7175 全国共通局番無し 189 ・(市こども相談課) (7185-1111 代)
	* 虐待	⇒子ども家庭 110 番(県中央児童相談所内) ☎ 043-252-1152(24 時間) ・市こども相談課も相談可です。 ☎ 7185-1821(直通)
	* ひとり親	⇒・(市こども支援課) ☎ (7185 - 1111 代)内 7175
	* 子育て不安・育児相談	⇒・健康づくり支援課(保健センター) ☎ 7185-1126
	* 保育園問題	⇒・市保育課 ☎ 7185-1490
障害者・児	【全般的事項】	⇒・障害者まちかど相談室(あびこ相談支援センター) ☎ 7196 - 6131 ・(市障害福祉支援課) (7185 - 1111 代)
	* 就労・自立	⇒・障害者就業生活支援センター ビッグハート柏 ☎ 04-7168-3003
	* 発達障害	⇒・県発達障害者支援センター[CAS 東葛飾] ☎ 04-7165-2515
生活・困窮	【全般的事項】	⇒・市社会福祉課 ☎ (7185 - 1111 代)
	* 生活保護	・上記市社会福祉課
	* DV	・千葉県女性サポートセンター ☎ 043-206-8002(24 時間) ・我孫子警察署 ☎ 7182 - 0110
	* 引きこもり	・千葉県ひきこもり地域支援センター ☎ 043-209-2223 (県健康福祉部障がい福祉課 ☎ 047-445-1305)
	* 消費生活	・市消費生活センター ☎ 7185-1469 / 消費者ホットライン ☎ 全国共通 188
	* 貸付相談	・市社会福祉協議会(生活費等の貸付) ☎ 7184-1539
自殺予防	* 自殺予防	・市社会福祉課(ゲートキーパーのまちあびこ) ☎ 7185-1111 代 ・千葉いのちの電話 ☎ 043-227-3900(24 時間受付) ・よりそいホットライン(社)社会的包摂サポートセンター ☎ 0120-279-338
権利擁護	* 日常生活自立支援	⇒・市社会福祉協議会 ☎ 7184 - 1539
	* 法律相談(借金・親権)	⇒・法テラス(日本司法支援センター)松戸 ☎ 0570-078316 ・千葉県弁護士会 ☎ 043-227-8431(代) * 有料
	* 成年後見	⇒・市社会福祉協議会あびこ後見支援センター ☎ 7184-1539 ・(認定 NPO 法人)東葛市民後見人の会 ☎ 04-7137-9393

※なお、上記連絡先やリンク先詳細は北地区社協ブログ(<http://kita-blog.webnode.jp/>)に掲載すべく準備中です。(鋭意、拡充の予定)

地域共生社会を迎えて

◆◆今、困っていることがありますか？ お知らせ下さい！ ◆◆



『これから困ることと地域福祉の在り方は？』

足下が覚束なくなるなど身体的不安を感じて、銀行での預金出し入れが容易に出来なくなると、必要な介護サービスを受ける契約を適切に結ぶ判断能力も徐々に不十分になって来ます。それ故、至近時点での地域福祉連携システムの

在り方として、介護対応などの地域包括的ケア支援と判断能力の不十分な人々に対する権利擁護の支援(中核機関含む)が円滑に連動する地域連携ネットワークの構築・整備が各市区町村に求められています。

『困りごとを互助でささえ合う時代？』

地域共生時代を迎えて地域住民に共通する課題を地域全体で解決に取り組む活動(地域支援)と個人の生活の困りごとを把握して地域住民相互

のささえ合い・助け合い活動で解決する取り組み(個別支援)が重要となってきています。これらを互助で繋げ「ささえ合い・助け合って」行く考え方がコミュニティソーシャルワークです。

『我が地域の「ささえ合い活動」を創りましょう！』

私達が北地区の「ささえ合い活動」を進めるため、次の手順で検討したいと考えます。

①日常の買い物や薬の受取り、継続的見守りなど、「抱えている我が困りごと」と「地域の共通課題」を地域住民の皆さんに参加して頂き探し出します。

②当社協だよりをお読みの住民の皆様にもお願いします。今、お困りの事柄(個々の生活課題や共通課題)が有れば、各自治会・居住者会の社協委員または社協事務所までお声を掛けて下さい。

③北地区社協は、皆様の要望を取り纏め、関係機関と協議して可能な解決策へ繋げて北地区での「ささえ合い活動」の活性化を図りたいと考えています。北地区社協で開催している月例の「北地区福祉フォーラム」(第4水曜15時から)という公開の会議の場で皆様方のご提案を検討し、関係機関と連携して解決策に繋げて行こうと考えています。

【北地区社協事務所の住所および連絡先は1ページの表題に記載しています。】

『これからの北地区社協の役割は？』

我々の地域福祉の諸課題を従来の公助中心の仕組みだけで対処するには限界が見えて来ています。それ故、地域福祉課題を住民同士の互助で解決する方法『ささえ合い活動』を

創り出す仕組み(システム)を整え、対応可能な組織や人々に繋げることが大切です。この繋げる役割を北地区社協は担って行きたいと考えています。